

山形県部活動改革運営効率化のためのシステム検証に係る業務委託基本仕様書

本仕様書は、山形県が実施する標記事業の業務を委託するにあたり、必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

1. 委託業務名

山形県部活動改革運営効率化のためのシステム検証に係る業務委託（以下、「本業務」という）

2. 業務の目的

山形県では国の部活動改革の方針を受け、令和7年度末までに休日に中学校部活動を行わないとする方針を定めている。今後、休日の中学生の部活動を担うことになる各市町村又は地域クラブに生徒管理、指導者勤怠管理、スマートキーでの予約施錠管理を一元管理できるシステムを導入し、事務軽減を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

4. 委託業務内容

(1) 業務の基本事項

以下に記載する項目を備えたシステムを各市町村又は地域クラブに導入することとする。下記にある機能を一元管理できるシステムの導入を行うが、各自治体の状況に応じて(A)～(C)の機能を柔軟に提供できるようにする。また、システムの導入や運用試験のスケジュールの説明のほか、システムの操作方法の周知、システム使用者からの問い合わせ等の対応を行うこととする。

(A) 生徒の参加管理

＜保護者向け＞

- ・出欠・遅刻連絡、月謝等のオンライン口座振替及びクレジットカード決済

＜運営者向け＞

- ・指導者一覧管理、スケジュールの登録・変更、保護者への一斉連絡・個別連絡、アンケート回収

(B) 指導者の勤怠管理

＜指導者向け＞

- ・指導者の勤怠実績の登録

＜運営者向け＞

- ・指導者の勤怠実績の確認、謝金計算、

(C) スマートキーでの予約施錠管理

- ・学校施設の予約およびキーボックスの提供
- ・暗証番号の自動発行および通知、暗証番号の主導発行

(2) その他

- ①システム使用者に対して感想、意見を把握するためのアンケートを実施し、その結果を取りまとめること。
- ②上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取り組みがある場合は提案すること。

5. 導入市町村

上山市、尾花沢市、米沢市、酒田市

生徒数 630 人程度、指導者数 100 人、施設数 4 程度を見込んでいる。

6. 成果物

(1) 実績報告書

以下の内容を記載した報告書を業務終了後、契約期間内に遅滞なく提出すること。

- ①業務の実施内容
- ②業務全体の評価や反省点
- ③システム利用者からのアンケートの集計結果
- ④経費精算書

(2) 本業務により作成した資料等

本業務において作成した報告書（成果及び課題等）はデータ等で共有すること。なお、これらの著作権は、すべて県に帰属するものとする。

7. 留意事項

- (1) 地域スポーツクラブ活動体制整備事業事務局による令和7年度地域スポーツクラブ活動体制整備事業実施・精算の手引きを厳守すること。事業完了時は経費決算書を提出すること。地域スポーツクラブ活動体制整備事業事務処理要領により、支出を証する書類が必要な場合は合わせて提出すること。
- (2) 一般管理費については、次の①から③までを比較し、最も低率のもの以下で設定すること。①委託先が受託規定に定めている一般管理費率②委託先の直近の決算により算定した一般管理費率③10% 一般管理費を計上する場合は、受託規定等、①及び②の一般管理費率の根拠がわかる資料を併せて提出すること。
- (3) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。
- (4) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (5) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、県に定期的な報告を行うこと。
- (6) 受託者は本業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないように十分注意すること。
- (7) 受託者は本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項が発生した場合、県と受託者間で別途協議のうえ定めるものとする。